

市意見の概要

1 届出概要

- (1) 店舗名称 御幸町・伝馬町共同ビル
- (2) 届出日 平成17年6月24日
- (3) 届出内容 法附則第5条第1項に基づく変更届
(開店及び閉店時刻、駐車場利用可能時間帯)

2 審査の結果

市意見なし

3 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく市の考え方

(1) 交通に係る事項

駐車場の必要台数の確保、駐車場の位置及び構造等交通に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大店立地法に定める市の意見はない。

(2) 騒音に係る事項

騒音の発生に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大店立地法に定める市の意見はない。

- * 本届出は既存店に係る変更であり、市意見の審査の対象となるものは変更事項に関するもののみである。